

平成 25 年 第 8 回 農業委員会総会

日 時 平成 25 年 8 月 27 日 (火) 午後 3 時

場 所 糸満市役所 3-C 会議室

【出席委員】

会長	金城正春	代理	眞栄里保	1 番	伊保智栄美	2 番	宮里良淳
3 番	上原英正	4 番	大城正幸	5 番	山城 学	6 番	具志堅繁光
7 番	稲福ツヤ子	8 番	大城茂治	9 番	上原和雄	10 番	大城仁輝
11 番	亀甲康榮	12 番	金城哲男	13 番	賀数宏	14 番	伊敷 幸栄
15 番	金城 勲	16 番	仲西栄二			18 番	新垣芳隆
19 番	大城竹信	20 番	国吉真昭				

【欠席委員】

17 番 玉城盛雄

【職務のために出席した職員】

伊敷忠 新垣康徳 国吉孝

【議事録署名人】

3 番 上原 英正 4 番 大城 正幸

【議事日程】

日程第 1 議案第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 37 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 39 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第 5 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について

平成 25 年度 第 8 回 総会 議事録

事務局

時間になりましたので、始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、玉城盛雄委員から欠席の届け出がありました。過半数以上の委員が出席されていますので、総会は成立しています。それでは会長よろしく申し上げます。

会長

【開会のあいさつ】

皆さんこんにちは。去った台風 14 号による雨が期待されたのですが、雨らしい雨が少なかった気がします。先月の農業委員会の総会終了後、干ばつについて委員からも話がありましたが、農村整備課長に申し出をし、その後の対応も農協と役所の農政課も一緒になり、いろいろと対応を積極的にやってみました。雨も若干降っており、少し緩和されたかと見ております。しかし長期の干ばつに対して、雨らしい雨が期待はできないと思っています。台風 15 号も発生していますが、予報では先島にむかっています。その中で農協は 8 月 5 日に緊急の支部長会があり、散水の申込み等を役所と連携し、強く頑張っていたのかなと思っています。その中で今回長期の干ばつについて、後で事務局長のほうからお話があると思います。よろしく申し上げます。そして、23 日には、第 5 回常任会議があります。前回から山城学経営管理委員会副委員長と一緒に、県の常任会議に出席しております。第 4 条案件で 1 件、第 5 条案件で 7 件の糸満市からの申請が原案通り決定されましたのでお知らせします。それでは、第 8 回農業委員会総会の審議を進めたいと思います。よろしく申し上げます。本日の議事録署名人は、3 番上原英正委員、4 番大城正幸委員。次回調査委員は、4 番大城正幸、5 番山城学、6 番具志堅繁光となっていますので、よろしく申し上げます。

【議題の宣言】

本日の議題は、

日程 第 1 議案第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 13 件

日程 第 2 議案第 37 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件

日程 第 3 議案第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 5 件

日程 第 4 議案第 39 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件

日程 第 5 議案第 40 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 8 筆

となっています。

【議題の審議】

それでは、議案の審議に入ります。日程 第 1 議案第 36 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 13 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明申し上げます。

事務局	<p>はい。それでは説明させていただきます。2ページをお開きください。農地法第3条に係る許可申請です。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p> <p>1番は伊原の2筆で、贈与による所有権移転です。2番は阿波根の1筆で、贈与による所有権移転です。3番は真栄平の2筆で、贈与による所有権移転です。4番は真壁の2筆で、贈与による所有権移転です。5番は北波平の1筆で、売買による所有権移転です。㎡当り6050円です。6番は真壁の1筆で、7番との等価交換です。7番は宇江城の1筆で、6番との等価交換です。8番は真壁の2筆で、4年間の使用貸借権の設定です。9番は宇江城の1筆で、売買による所有権移転です。10番は座波の1筆で、売買による所有権移転です。11番は新垣の2筆で、代物弁済による所有権移転です。12番は小波蔵の1筆、売買による所有権移転で、5月のあっせんによる成立です。13番は国吉の1筆で、売買による所有権移転です。以上です。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。説明が終わりましたので、委員の皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。</p>
委員	<p>13番です。8番ですが、耕作面積が4484㎡とあるが、計算すると3662㎡になりますが。</p>
事務局	<p>7番と8番は、譲受人が同一で関連しており、その合計が4484㎡になります。</p>
委員	<p>はい。わかりました。</p>
委員	<p>20番です。11番の代物弁済について。</p>
事務局	<p>代物弁済について、譲渡人が譲受人より融資を受けていたが、お金で返済ができないため、土地でもって返済するためです。</p>
委員	<p>はい。わかりました。</p>

委員	11 番について、譲受人の職業が医師になっているが、第 3 条の申請は、可能なのか。
事務局	備考欄にも載せていますが、妻が 160 日従事可能です。世帯の中に 160 日従事することが可能な人が一人でもいれば、3 条申請可能です。
委員	はい。わかりました。
会長	他に何かございませんか。それでは、議案 36 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございます。それでは、次に日程第 2 議案第 37 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	はい。それでは 6 ページお開き下さい。農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請です。1 番は座波の 2 筆で、農地区分は第 2 種農地です。用途は専用道路です。以上です。
会長	はい。ありがとうございます。議案 38 号とも関連するようなので、事務局は第 3 議案第 38 号の説明もお願いします。
事務局	はい。第 3 議案第 38 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、5 件の説明を始めます。10 ページをお開き下さい。 議案書を読み上げて説明(内容省略) 1 番は小波蔵の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地です。用途は一般住宅への転用で、権利区分は売買による所有権移転です。2 番は小波蔵の 1 筆で、農地区分は第 1 種農地です。用途は一般住宅への転用で、権利区分は売買による所有権移転です。3 番は真栄里の 1 筆で、農地区分は第 2 種農地です。用途は資材置場で賃貸借権の設定です。4 番は座波の 1 筆で、農地区分は

	<p>第2種農地です。用途は一般住宅への転用で、権利区分は売買による所有権移転です。5番は座波の2筆で、農地区分は第2種農地です。用途は一般住宅への転用で、権利区分は売買による所有権移転です。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、ただいまの説明に関連して、本日の調査員のご意見、調査報告等をお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。今回は、1番の伊保智栄美委員、2番の宮里良淳委員、3番の上原英正委員の3名で調査してきました。まず5条から説明させていただきますが、5条の4番、5番の申請は、4条の1番の申請と関連していますので、まとめて説明します。まず5条の1番ですが、12ページの写真を見てください。ここは市道の近くです。左側は名城へ、右側は摩文仁へ抜ける道路です。この農地の両隣、道を挟んだ向かい側に建物があり、転用しても特に問題ないということで3名の意見は一致しました。ただ、畑側隣の土地は、土地改良区ではありますが、第1種農地になっていまして、問題があるかと思われましたが、側に交番所があり、特に問題はないということを経理局とも相談し、3名の意見は一致しました。次に2番です。14ページをご覧ください。1番と2番は、同じ土地を2筆にしたものです。これも1番と同じく問題なしと判断しております。次に3番です。16ページをご覧ください。真栄里の社会福祉センターの近くにある土地です。道沿いの土地をひとつおいた所に位置します。資材置場として利用したいとの申請です。第2種農地で、道を挟んだ右側は農地だが、この土地は白地のため、資材置場として転用しても特に問題ないと3名の意見は一致しました。次は4番と5番です。18ページと20ページをご覧ください。座波の土地です。前回にも転用の申請があり、許可した経緯があります。そこで6ページの4条申請の1番に戻っていただくと、この申請は、5条で申請した場所への侵入のためです。特に問題はないということで、3名の意見は一致しました。以上説明を終わります。委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい。ご苦労様でした。委員の皆さんのご意見ご質問よろしくをお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>13番です。確認ですが、分筆自体は、農地法と関係ないですね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。そうです。</p>
<p>委員</p>	<p>わかりました。</p>

委員	4番についてですが、登記地目が田んぼになっていますが。
事務局	登記上は、田んぼです。現況は、畑です。農地法は、現況で判断します。
委員	わかりました。
会長	他にありませんか。それでは議案37号、議案38号につきまして議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし
会長	はい。ありがとうございます。では、次に進みたいと思います。議案第39号「農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について」2件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>それでは21ページをお開きください。議案第39号は農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	<p>はい。それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。</p> <p>ご意見等ないようなので、議案39号について議案どおり決定してもよろしいでしょうか。</p>
委員	異議なし
会長	それでは、次に議案第40号「農業経営基盤強化促進事業に伴う農地利用計画について」8件を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい。それでは、26 ページをお開き下さい。60 番について、委員の方に関係者がいらっしやいますので退席をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	<p>はい。事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見等よろしくをお願いします。</p> <p>ご意見等ないようなので、議案 40 号 60 番について議案どおり決定してもよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>ありがとうございます。60 番については議案通り決定します。それでは、委員には席に戻っていただいて、引き続き事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい。25 ページの 5-54 から説明いたします。</p> <p style="text-align: center;">議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	<p>はい。事務局からの説明をふまえて、皆様のご意見ご質問よろしくをお願いします。</p>
委員	<p>25-59 番の賃借権の期間が 1 年間ですが、何か理由があるのですか。</p>
事務局	<p>契約上は、1 年であるのですが、更新をするとのこと。</p>
委員	<p>1 年で農業は、務まりません。指導はしましたか。</p>
事務局	<p>農政課のほうで受けてはあるのですが、基本的に 1 年更新を条件に、説明はしています。</p>
委員	<p>何かの意図があるのでは。</p>

事務局	貸し手側の条件として、1年契約です。
委員	1年でも認めるということで、行政側は、指導しているのですか。
事務局	貸し手側の条件として1年契約です。農政課は更新を条件に、1年契約を認めています。新規就農の場合、5年間の営農計画がありますので、その期間は更新することになります。
委員	ほとんどが、今のところ新規就農ですから、それで1年というのは、勉強もしないうちに1年になりますから、それを指導するのが行政の仕事ではないですか。
事務局	契約上は1年ですが、更新は続けます。
委員	そうであっても、これは貸し手、借り手、両方とも指導してやらないと。1年では短く、最低でも3年はやらないといけないと、行政側は指導しなければならないと思います。
事務局	はい。わかりました。
会長	ほかにありますか。
委員	はい。先ほどの59番の件ですが、賃借期間1年といのは、行政側はなにか考えないといけないと思います。最低3年というある程度の考え方を持ったほうがいいと思います。
事務局	わかりました。確かにおっしゃる通りです。新規就労の受付のときの計画の期間は、賃借権の借入の期間として、申し出たいと思います。今回については、すでに契約が終わっていますので、その後の指導ができませんでした。農政課へ農業委員からその意見が出たことを伝えたいと思います。
委員	農政課へ農業委員会の委員から、あまり良い印象じゃなかったと伝えて下さい。

事務局	<p>わかりました。農政課へ申し出をしまして、改善できる方向で調整したいと思います。</p> <p>基盤方法については、利用権設定をした場合において、期限がきた場合は自動的に返していきます。ただし継続については、継続申請をすることで、継続はできますが、委員の方がおっしゃる通り、1年契約というのは、事業を起こすにしても疑問に感じると申し出て、改善を申し出たいと思います。</p>
委員	<p>この 25-59 番は、新規か、それとも継続ですか。</p>
事務局	<p>新規就農です。今回の H25. 4. 1 が初めてです。</p> <p>新規就農ですので、最終目標年度が設定されています。基本的にこの件は、最終目的まで契約はすべきだと考えていますので、その旨を農業委員会会長名の文書で出します。それでよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>貸し手と、借り手両方に出し、結果を集約して報告してください。</p>
事務局	<p>わかりました。事務の整理をして報告します。</p>
会長	<p>他にありますか。それでは、議案第 40 号につきまして、25-59 番については、農業委員会より申し手をし、改善なり経過については、来月の総会で報告するというので、議案通り決定してもよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
会長	<p>以上で本日の議案は終了いたしました。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">議事録署名人 3 番 上原英正 4 番 大城正幸</p>